



OPRTプレスリリース

中西部太平洋メバチ資源回復へ

OPRTが昨年 WCPFC で採択された保存管理措置の 確実・実効的な実施を要望

平成28年9月20日

一般社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構は、中西部太平洋の特にメバチ資源の回復に向けての要請（要旨別添）を9月16日付けで WCPFC フェレティ・P・テオ事務局長宛書面にて行った。

この書簡は、OPRTが、6月2日、各国会員の参加を求めて、東京で会員会合を開催し、悪化が進む中西部太平洋メバチ資源*の回復について協議したことを踏まえたもの。

注*：2014年8月、科学小委員会が3年振りに実施した資源評価において、長年続いてきた過剰漁獲のさらなる悪化が進み、2012年に乱獲状態に陥ったとされているが、2015年まで、特にまき網漁業の集魚装置（FADs）操業の更なる抑制につながる措置は採択・実施されていない。

2013年12月に採択された複数年管理プログラム(2014年－17年を対象)に規定されている諸措置、とりわけ、メバチ資源への漁獲死亡率の削減を図る上で不可欠な、2015年以降の集魚装置(FAD)に依存した設網数の削減、まき網漁業の過剰な漁獲能力の削減等に関し、最新の科学的評価・勧告を踏まえて強化を施した上で、遅くとも本年のWCPFC年次会合において、効果的かつ公平な措置を採択し、実施に移すことを要望として取りまとめ、テオ事務局長に送付したもの。

「WCPFCでは2013年12月の年次会合でメバチ資源回復等を目的とする保存管理措置が、2014年－17年の4カ年プログラムとして採択されたが、2014年の12月の年次会合では、同プログラムに規定された、2015年以降のまき網船に対する追加的なFAD操業規制が、前提とされた島嶼国の負担軽減措置に合意できなかったため発効とならず、その後、2015年の年次会合でも進展がなく、加えて、まき網漁船の過剰漁獲能力削減の枠組みを樹立するといった規定についても何らの進展も見られない状況が続いている。

本件を取り巻く状況は簡単ではないと思われるが、メバチを主対象とする OPRT 生産メンバーのみならず日本の流通サイドの懸念も高まっていることもあり、遅滞なく、中西部太平洋のメバチ資源の回復に向けた実効的かつ公平な措置が採択され、実施されることを切に願う。

なお、①日本、台湾、中国及び韓国並びに米国(唯一 OPRT 会員を有していない)という主要はえ縄国は、まき網漁業のメバチ漁獲抑制措置が強化されない中でも、2017 年に向けて、はえ縄漁業に関する漁獲枠の削減の下での操業となっている点を理解願いたい(別添表 1 参照)ことにも言及し、

②また、特定の数ヶ国が中西部太平洋でのまき網によるメバチ全漁獲量の多くの割合を捕獲し、また、まき網の、主対象とされるカツオの漁獲量に対するメバチの漁獲量の割合が、一定の国々においては、他の国々を比較して、かなり高い水準で推移しており、一層の漁獲削減が可能であろうと考える(別添図 1 及び 2 参照)ことに、8月の WCPFC 科学委員会の状況も踏まえて要請した。」と長畠大四郎専務は述べた。

OPRT 各国会員も、各自、この書簡に基づき自国政府に対して、要望することとしている。

(問合せ先)

責任あるまぐろ漁業推進機構

事務局長：田端 事業部長：人見

TEL：03-3568-6388

FAX：03-3568-6389

Eメール：maguro@oprt.or.jp

(WCPFC事務局長へのOPRT書簡要旨)

中西部太平洋のメバチ資源の保存管理に責任を有する WCPFC は、2013 年 12 月の WCPFC10 において標記の CMM2013-01 を採択した。しかしながら、上記科学小委員会が、より厳しい評価及び管理勧告を 2014 年 8 月に提示した後 12 月に開催された WCPFC11、2015 年の WCPFC12 においても、同 CMM の効果の実現に必要な中心的措置、例えば、2015 年以降のまき網船に対する追加的な FAD 操業規制が、前提とされた島嶼国の負担軽減措置に合意できなかったため発効させられなかった。加えて、本 CMM の効果に関連した多くの重要な項目、まき網漁船の過剰漁獲能力の削減の枠組みのような項目についても、何らの進展も見られていない。

このような事態は早急に是正される必要がある。

については、

1. 中西部太平洋のメバチ資源に関して、WCPO メバチ資源の漁獲死亡を 2017 年までに MSY を達成する漁獲死亡以下に削減するため、CMM2013-01 及びその改訂版である CMM2-2014-01 に規定されている諸措置—とりわけ、まき網漁業の漁獲死亡の削減に必要な 2015 年以降の FAD 設網数の削減、2012 年末水準への大型まき網漁船隻数の削減の枠組みの樹立、過剰な漁獲能力の削減等を含む枠組みの樹立—に関して、最新の科学的評価・勧告を踏まえて強化を施した上で、遅くとも本年の WCPFC 年次会合において、効果的かつ公平な措置を採択し、実施に移すこと。

なお、まき網漁業におけるメバチの捕獲状況に関して、船団による特徴を踏まえて有効な措置を講じること(第 12 回 WCPFC 科学小委員会合サリレポトパラ 108.参照)。

2. 近年、小型はえ縄漁船が隻数を増加させ、かつ、冷蔵設備を搭載したものの隻数を増加させている状況を勘案し、小型はえ縄漁船に関して、包括的なモニタリングを実施し、必要に応じ、時宜を逸することなく管理措置の強化を検討すること。
3. 関連する議論において以下の事実を正当に考慮すべきこと：主要はえ縄漁業を有する 5 つの CCMs(中国、日本、韓国、及び台湾並びに米国: 米国を除くすべてには OPRT 会員団体が存在)は 2014 年から 2017 年までの間のはえ縄漁業による漁獲枠削減の対象となっている(CMM2013-01 等の付属書付属書 F)。関連するはえ縄業界は、当該管理措置においてまき網漁業について記述された追加的な措置が実施されるか否かに関わりなく、漁獲枠削減スケジュールに従って、それぞれのはえ縄漁業による漁獲量を減少させるために最大の努力を払ってきているし今後も継続する規定となっている。このような努力は、WCPO のメバチ資源の回復を実現させるために、まき網によるメバチの漁獲死亡の削減に結びつく効果的な追加的 FAD 操業の削減を期待してのものである。

※保存管理措置 2013-01

http://www.wcpfc.int/system/files/WCPFC%2010%20FINAL%20RECORD_1.pdf

※保存管理措置 2014-01

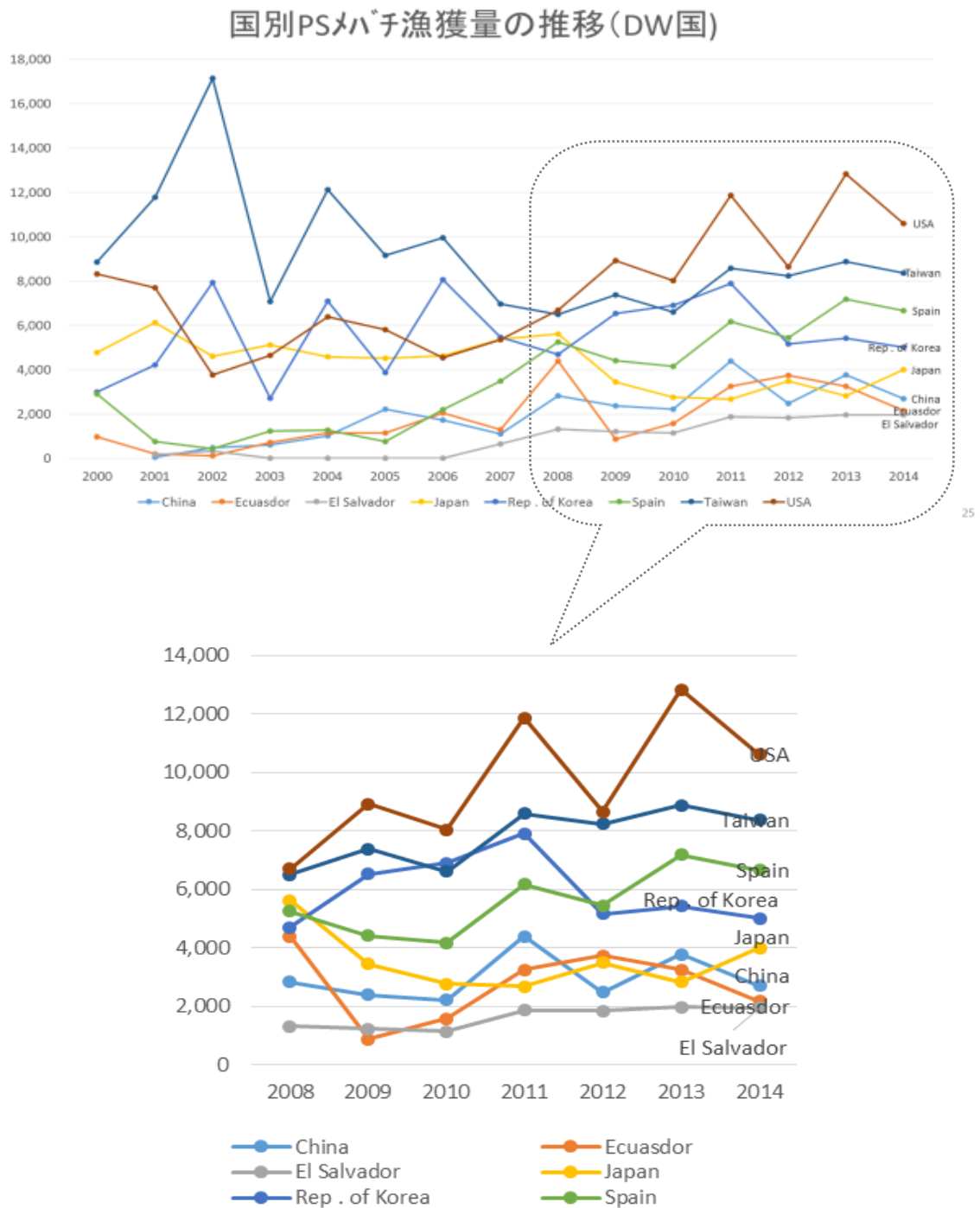
http://www.wcpfc.int/system/files/WCPFC11%20summary%20report%20_FINAL_1.pdf

※保存管理措置 2015-01(注:2015 年 12 月採択:保存管理措置 2014-01 を一部改定)

http://www.wcpfc.int/system/files/CMM%202015-01%20Conservation%20and%20Management%20Measure%20for%20Bigeye%20Yellowfin%20and%20Skipjack%20Tuna_0.pdf

(検索手順) [WCPFC ホームページ](#) → Meeting → Regular Session of the Commission → WCPFC 10(又は 11) → WCPFC 10(11) Summary Report

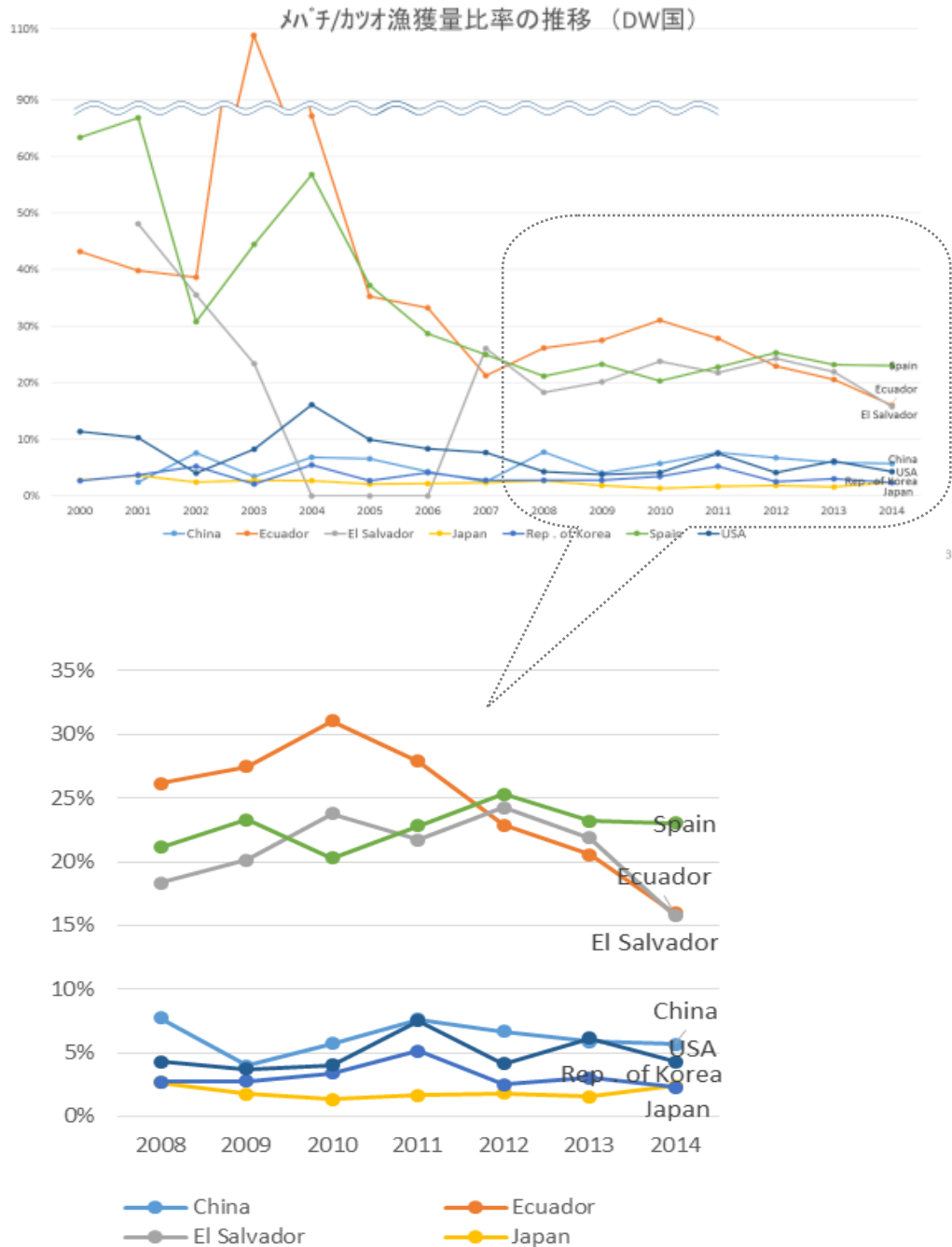
図1 中西部太平洋における CCMs(加盟国、協力的非加盟国等)別
まき網漁業によるメバチ漁獲量の推移(単位ト)



Source : WCPFC Tuna Fishery Yearbook 2014

[注釈：2008年にメバチを含む熱帯カツオマグロの保存管理措置(CMM2008-01)を採択。しかしながら、その後、米国、スペイン等は まき網漁業によるメバチ漁獲量を増加させている。近年、米国、台湾及びスペインの3者で、中西部太平洋における、まき網漁業でのメバチ総漁獲量の3分の1超を占めている状況。]

図2 中西部太平洋における CCMs(加盟国、協力的非加盟国等)の
まき網漁業によるカツオに対するメバチの漁獲比率の推移
(メバチ漁獲量÷カツオ漁獲量 x100(%))



Source : WCPFC Tuna Fishery Yearbook 2014

[注釈：中西部太平洋におけるまき網漁業でのカツオ漁獲量(同漁業の主対象魚種)に対してメバチ漁獲量が占める比率(メバチ漁獲量/カツオ漁獲量)の推移をみると、スペイン、エクアドル及びエルサルバドルのグループが、他のグループと比較してかなり高い比率を示している。これら3者、とりわけ、スペインが他のグループ(同10%未満)並みに比率を下げれば、メバチ資源の保存に貢献する。]

表 1. 保存管理措置 2013-01, 2014-01 及び 2015-01 の附表 F

[注：主要なえ縄漁業 CCMs(加盟国、協力的非加盟国等)に対するはえ縄漁業によるメバチ漁獲枠削減スケジュール(単位：トン)。

CCMs	Catch Limits			
	2014	2015	2016	2017
CHINA	9,398	8,224	8,224	7,049
INDONESIA	5,889	5,889*	5,889*	5,889*
JAPAN	19,670	18,265	18,265	16,860
REPUBLIC OF KOREA	15,014	13,942	13,942	12,869
CHINESE TAIPEI	11,288	10,481	10,481	9,675
USA	3,763	3,554	3,554	3,345

*Provisional and maybe subject to revision following data analysis and verification

※インドネシア(途上国のため削減ではなく漁獲枠凍結)、数値は暫定的であり今後、データ分析や検証により変更がありうるとされている]

(参考)

平成 27 年 12 月 8 日付水産庁プレスリリース

「中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 第 12 回年次会合」の結果について
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/151208.html> (抜粋)

(3) メバチ・キハダ・カツオの保存管理措置

現行の保存管理措置(※6)の改訂が議論されましたが合意に至らず、現行措置が継続することとなりました。

※6 現行の保存管理措置

(ア) まき網(熱帯水域)

2014・2015・2016 年:集魚装置(FAD) 操業禁止 4 か月又はそれに相当する FAD 操業数削減

2017 年:FAD 操業禁止 5 か月又はそれに相当する FAD 操業数削減に加え、公海周年 FAD 操業禁止

ただし、2017 年以降の FAD 操業禁止 1 か月又はそれに相当する FAD 操業数削減の追加は、不均衡な負担が島嶼国に転嫁されないことが確保された場合に効力を生ずる。

(イ) はえ縄

メバチの漁獲量を 2001～2004 年の平均値から 40%削減(2014 年から段階的に実施)。